

環境教育に関する取組について

平成20年11月28日
文部科学省

◎ 学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

- 環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることが重要。
- このため、学校教育においては、①社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関わる内容の充実を図るとともに、②「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

(主な取扱い例)

- ・環境に関する知識・理解……社会科、理科、家庭科などの教科、総合的な学習の時間
- ・環境に関する体験活動……特別活動、総合的な学習の時間など
- ・自然を大切にしようとする心情……道徳など

(具体的な取扱い例)

循環型社会の形成にかかる環境への配慮等については、社会科や家庭科などで児童生徒の発達の段階に応じ指導することとしている。

- ① 小学校3、4年の社会科で、「廃棄物処理と自分たちの生活や産業とのかかわり」について、地域の廃棄物処理方法等を調査し、廃棄物処理が果たす役割や意味を考えさせ、廃棄物を資源として活用すること。
- ② 中学校社会科の公民的分野で、「地球環境、資源・エネルギー問題」について、課題学習を行い、資源循環型社会への転換を図るための省資源、省エネルギー及びリサイクルなどの必要性に気付かせ、自らの生活を見直し、これらの課題について考え続けること。
- ③ 高等学校の家庭科（家庭総合）で、身近な生活の中から環境問題に関わる物資・サービスの選択、購入、活用や生活の仕方を点検し、生活意識や生活様式を見直し、環境負荷の少ない生活を目指し環境に調和したライフスタイルを確立すること。

2. 学校における実践事例

(取組事例)

○A市B中学校

- ・特別活動(生徒会活動等)で実施。
- ・ごみの量を減らすため、教室にリサイクルボックスを設置して紙の分別収集を実施。
- ・学校で古紙回収やバザーの開催を実施し、不要品の再利用(リユース)を推進。

○C市D中学校 「空きビン回収」

- ・総合的な学習の時間などで実施。
- ・自分でできるリサイクル活動を学び、PTAや地域の方々と協力しながら、実際に空きビン回収の実施。

○E村F小学校 「アミーゴRRR」

- ・総合的な学習の時間で実施
- ・紙・ペットボトル・電池・車・缶・ビンなどが、どういったものにリサイクルされるのか児童が個々にテーマを選んで調べる。
- ・地域の外部人材を活用した出前授業を実施し、リサイクルについての理解を深める。

○G市H中学校 「リサイクル」

- ・総合的な学習の時間で実施
- ・リサイクル、ダイオキシンや身近なゴミなど、課題に応じた訪問先を考え質問事項を作成した後、ゴミ焼却場、リサイクル関係施設や産業廃棄物処理業者などへの訪問活動による課題解決学習を展開。

◎ 学習指導要領の見直しについて

○ 平成18年12月に成立した改正教育基本法では、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」を新たに規定。

さらに、平成19年6月に成立の改正学校教育法でも、義務教育の目標として同様の規定を新たに加えた。

(参考1 教育基本法(抄)、参考2 学校教育法(抄))

○ 教育基本法や学校教育法の改正を受け、今年3月に、小・中学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科などの関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図った。

◎新学習指導要領における環境教育の主な充実例【小学校】

【総則】

- 環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【社会科】

- 節水や節電などの資源の有効利用（第3・4学年）
- 自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域（第3・4学年）
- 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止（第5学年）

【理科】

- 自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度の育成（第6学年）
- 身近な自然の観察（第3学年）
- 生物間の食う食われるという関係などの生物と環境とのかかわり（第6学年）

【家庭科】

- 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫（第5・6学年・家庭科）

◎新学習指導要領における環境教育の主な充実例【中学校】

【総則】

- 環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【社会科】

- 持続可能な社会の構築のため、地域における環境保全の取組の大切さ（地理的分野）
- 地球環境、資源・エネルギーなどの課題解決のための経済的、技術的な協力の大切さ（公民的分野）
- 持続可能な社会の形成の観点から解決すべき課題の研究（公民的分野）

【理科】

- 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察（第3学年・第1・第2分野共通）
- 持続可能な社会をつくることの重要性の認識（必修）（第1・第2分野共通）
- 地球温暖化、外来種（第3学年・第2分野）

【技術・家庭科】

- 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること（技術・家庭科（家庭分野））

◎ 環境教育充実のための主な施策について

1. 環境教育推進グリーンプラン

(1) 新しい環境教育の在り方に関する調査研究

- 学校を含め地域が一体となって、持続可能な開発のための教育に対応した環境教育を実践する地域の指定等。[平成20年度実績7地域]

(2) 環境教育実践普及事業

○地球環境観測学習プログラム（GLOBE）推進事業

米国の提唱する同プログラムへの参加（GLOBE協力校の指定）

[平成20年度実績19校]

○全国環境学習フェア

教師等が参加する環境教育に関する実践発表大会（全国大会）の開催。

○普及用リーフレットの作成・配布

教員等を対象に環境教育の趣旨や実践事例のポイントなどを紹介したリーフレットを作成・配布。

(3) 環境教育・環境学習指導者養成基礎講座

○環境教育リーダー研修基礎講座

環境省との連携・協力による指導主事、教員、社会教育関係者等を対象にした環境教育の基礎講座の開催。

2. 環境教育指導者養成研修

各都道府県等において環境を担当する指導主事等に対し、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関連する環境教育を推進する際に留意すべき事項（外部資源の活用の在り方等）について必要な知識等の修得をはじめ資質・能力の向上を図るとともに、受講者により、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるようにする。

（独立行政法人教員研修センター）

3. 環境教育総合プログラム開発事業（平成21年度新規要求施策）

市町村において、関係機関・団体等のネットワークを構築しながら、地域住民が総がかりで環境教育・実践活動を進めるよう、地域におけるモデルプログラムを開発し、全国への普及を図る。

【参考1:「教育基本法」(抄)】

教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～三 (略)

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 (略)

【参考2:「学校教育法(抄)」】

学校教育法(平成一九年六月二七日法律第九八号)

(義務教育)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 (略)

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 (略)